

聖籠町選挙管理委員会規程第1号

聖籠町選挙管理委員会表彰規程を次のように定める。

平成29年1月26日

聖籠町選挙管理委員会 委員長 長谷川 進一

(趣旨)

第1条 この規程は、選挙に関し、特に功績が顕著であると認める者に対し、聖籠町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当する者に対して、委員会が行う。

- (1) 投票管理者又は投票立会人として、通じて20回以上勤め、かつ、通算12年以上にわたる者
- (2) 投票管理者又は投票立会人として、通じて10回以上勤め、かつ、通算6年以上にわたる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、選挙に係る功績が特に顕著であると委員会が認めた者

2 委員会委員が投票管理者又は投票立会人を兼務した場合は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、当該回数及び年数を除外する。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 表彰状は、前条第1号に該当するものに授与する。
- (2) 感謝状は、前条第2号及び第3号に該当する者に贈呈する。

2 前項の表彰には、金品を添えて行うことができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰状の授与及び感謝状の贈呈は、選挙終了の都度、委員会で決定して実施する。ただし、委員会が必要と認めた場合は、随時委員会で表彰を決定し、実施することができる。

(被表彰者死亡の場合)

第5条 表彰を受ける者が、当該表彰前に死亡したときは、感謝状及び表彰状

は、当該遺族に授与又は贈呈する。

(内申手続)

第6条 委員会書記長は、選挙終了の都度、第2条各号に該当すると認められる者があるときは、その功績を調査し、別記様式第1号の内申書に、所要事項を記載して、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会書記長が特別の事情があると認める場合は、随時委員会に当該内申書を提出することができる。

(表彰台帳)

第7条 委員会委員長は、別記様式第2号による表彰台帳を備え、表彰の実施その他の事項を登載しておかなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。